

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月26日 07時15分ごろ
発生場所	島根県松江市美保関港南方沖 美保関灯台から真方位186° 4.95海里付近 (概位 北緯35°29.1′ 東経133°18.9′)
事故の概要	漁船第十一やまり丸は、南東進中、また、プレジャーボート大東丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十一やまり丸、7.9トン TT2-1768（漁船登録番号）、個人所有 第272-23292号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 大東丸、5トン未満（長さ6.56m） 272-21313鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、南東進中、船長Aが、前路に他船を見掛けなかったため、他船がないものと思い、魚群探知機の画面を見ていたところ、B船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西方に向けて錨泊中、船長Bが、右舷方から接近して来るA船を認め、いずれA船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながらA船の動静を見ていたところ、A船が針路を変えずに接近して来るので、機関を始動して左舵を取ったものの、A船が衝突した。
分析	A船は、船長Aが、魚群探知機の画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、右舷方から接近して来るA船を視認した際、いずれA船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ていたところ、A船が針路を変えずに接近して来るので、機関及び舵を使用して避航しようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。